

福祉用具購入Q&A

(参考:厚生労働省介護保険Q&A、実際にあった問い合わせなど)

※ここに掲載のない事例等はその都度お問い合わせください。

○制度に係ること

【同一種目の再購入】

同一種目の再購入は支給対象となるか。

同一種目の再購入は原則支給対象外となります。ただし、破損した場合や介護の必要の程度が著しく高くなった場合、その他特別の事情がある場合はこの限りではありませんので、事前に市にご相談ください。

【同一種目の複数購入】

同一種目の複数購入は支給対象となるか。

同一種目の複数購入は原則支給対象外となります。ただし、機能や目的が異なる場合はこの限りではありませんので、事前に市にご相談ください。

【新規認定申請中の購入】

新規認定申請中に購入した福祉用具は支給対象となるか。

購入の領収日が新規認定申請日以降で、認定結果が該当となれば支給対象となります。ただし、認定結果が非該当となった場合は、支給対象外となり全額自己負担となります。

【自宅以外で使用する福祉用具の購入】

子の家等自宅以外で使用するために購入した福祉用具は支給対象となるか。

原則、自宅(住民票上の住所)で使用することを目的としているため、自宅以外での使用を目的とする場合は支給対象外となります。しかし、自宅以外が生活の拠点となる場合は購入前に市にご相談ください。自宅で生活できない状況、住所を変更しない理由等を確認し、支給対象とする場合もあります。

【部品の購入】

介護保険適用となる特定福祉用具の部品を交換した場合の部品購入費は福祉用具購入費の対象になるか。

福祉用具を構成する部品については、福祉用具購入費の対象となる福祉用具であって、部品の構造上、部品交換がなされることが前提となっている部品について、部品交換が必要と認められれば介護保険の適用対象となります。購入前に市へ事前相談をしてください。

○申請に係ること

【領収証】

領収証は写しでもよいか。

申請時にその場で領収証の原本を提示してもらうことにより確認ができれば、写しでも差し支えありません。

【購入日】

商品引き渡し日と領収日が異なるが、申請書に記載する購入日はどちらの日付を記載するのか。

領収日の日付を記載してください。

○その他

【洗浄機能付き補高便座】

洗浄機能付き補高便座は支給対象となるか。

補高を目的としている場合は支給対象となりますが、洗浄機能のみを目的としている場合は支給対象外となります。

※暖房機能、消臭機能等についても同様です。